

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本事業は県内において過去に発生した災害の教訓や災害への備えなどについて映像コンテンツを用いて、県民に分かりやすく紹介するテレビ番組を制作するものである。 当事業の実施にあたり受託者には、県内で発生した災害や県の災害対策・防災の取組みに対する十分な理解及び豊富なアーカイブ資料を有しテレビ番組を制作できること、並びに県内全域で放送が可能であることが求められる。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 (株)岐阜放送は県内に本社を置き、岐阜県の情報に特化した番組を制作・放送するテレビ・ラジオ放送局である。 同社は、県内全域のネットワークを活用した取材能力とこれまでに蓄積した豊富な映像資料を有し、県民・事業者の活動、市町村行政に関する情報等に精通しているため、それらを活かすことが可能。 さらに、(株)岐阜放送は、在京キー局のネットワークに属さない独立局であり、自由度が高く柔軟性に富んだ番組編成が可能であるため、県のニーズに応じた放送枠を確保することができる。また、県内の全市町村で視聴が可能であり、効果的に県民に向けてテレビ番組を放送することができる。 以上の理由により、(株)岐阜放送に本業務を委託する。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。